

# 香取市スポーツ少年団奨励金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、香取市スポーツ少年団に所属する団員又は単位団に奨励金を交付し、スポーツ少年団活動の普及奨励と競技力向上を図ることを目的とする。

## (交付対象等)

第2条 この奨励金は、団員又は単位団が予選会を経て関東大会以上の大会に出場する場合に次のとおり交付する。

大会区分	交付額	
	個人（1人につき）	団体
全国大会以上	5,000円	20,000円
関東大会等	3,000円	10,000円

## (交付の申請)

第3条 奨励金の交付を受けようとする単位団は、当該大会が開催される日の20日前までに香取市スポーツ少年団奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、本部長に提出しなければならない。

- (1) 開催要項等大会の内容が記載された書類の写し
- (2) 予選、選考会等の大会結果を記載した書類又はその写し
- (3) 大会出場選手名簿
- (4) その他本部長が必要と認める書類

## (交付の決定)

第4条 本部長は、奨励金の交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、奨励金の交付を決定する。

2 本部長は、前項の規定により奨励金の交付が決定したときは、その内容を記した奨励金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知し、奨励金を送付するものとする。

## (実績報告)

第5条 奨励金の交付を受けた単位団は、大会終了後1か月以内に大会出場結果報告書（様式第3号）に大会結果が確認できる書類を添えて、本部長に提出しなければならない。

## (交付決定の取り消し)

第6条 本部長は、奨励金の交付を受けた単位団が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 奨励金の交付申請に関し、虚偽又は不正があったとき
- (2) 大会出場を辞退又は棄権したとき
- (3) 大会が中止になったとき

2 本部長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、奨励金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

## 附則

この要綱は、令和8年5月29日から施行する。